

労働基準関係法令違反に係る公表事案

沖縄労働局

最終更新日 令和3年8月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有)港振産業	沖縄県那覇市	R2.12.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の67	貨物車にコンテナを積む作業において床面と荷台上のコンテナの上面との間に昇降設備を設けず作業させたもの	R2.12.18送検
琉愛興業	沖縄県那覇市	R3.3.2	労働安全衛生法第61条 クレーン等安全規則第68条	型枠材の運搬作業において、法定の資格を有しない労働者を移動式クレーンの運転の業務に就かせたもの	R3.3.2送検
ザ・ホテリア・グループ 那覇(株) 沖縄ハーバー ビューホテル	沖縄県那覇市	R3.3.9	労働基準法第15条	労働契約締結時に、労働契約期間、賃金の決定、計算・支払方法等に関する事項を書面により明示しなかったもの	R3.3.9送検
(株)ラブキャリア 沖縄 オフィス	沖縄県浦添市	R3.3.16	労働基準法第15条	労働契約締結時に、賃金の決定、計算・支払方法等に関する事項を書面交付により明示しなかったもの	R3.3.16送検